



平成 28 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名 D M G 森 精 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 雅 彦
(コード番号：6141 東証第一部)
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 副 社 長 近 藤 達 生
(TEL 03-6758-5900)

DMG MORI AG 株式の 75%超の取得と協業強化に関するお知らせ

当社は、当社と DMG MORI AKTIENGESELLSCHAFT（以下「AG」）との一体性を強化するために、当社連結対象会社である DMG MORI GmbH による保有を合わせ、AG の 76.03%の株式を取得しました。

グループの結束を更に強め、経営資源をより有効に活用すべく、DMG MORI GmbH と AG との間でドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」）の法令に基づくドミネーション・アグリーメントを締結する準備を開始することを 4 月 6 日の取締役会で決議しました。

ドミネーション・アグリーメントの発効によって、当社が AG と共同で行う施策に関し、より一体化が推進可能となります。当社はこの施策等を通じ、AG との一体性を強化し、グループ内のリソースを最適化することで工作機械事業を一層発展させ、企業価値の最大化に努めてまいります。

上記ドミネーション・アグリーメントは AG 社の株主総会において 75%超の賛成による承認を必要とするため、発効時期は本年下半期中を見込んでおります。

記

1. 当社所有株式の異動

	株式数	持株比率 (議決権比率)	持株比率 (総発行株式数)
異動前所有株式	47,816,421 株	60.67%	60.67%
異動後所有株式	59,924,858 株	76.03%	76.03%

2. 決済日

平成 28 年 4 月 6 日 (欧州時間)

3. ドミネーション・アグリーメント概要

ドミネーション・アグリーメントとは、ある会社から、他の会社の意思決定機関である取締役会に対して直接的な指示が可能となるドイツ法制に基づく契約です。当該契約は、AG の株主総会で承認されることが必要です。なお、契約を締結した会社（本件では DMG MORI GmbH となります）は、相手方となる会社（本件では AG となります。）の少数株主に対して、将来における一株当たりの理論配当額を考慮した一定の経済的補償金を毎年支払う必要があり、相手方となる会社の少数株主は、株式の買取りを請求するか、請求しない場合には補償金を受領することができます。株式の買取りや補償金の支払いは、裁判所指名の監査法人が承認した公正な価格で行います。

4. DMG MORI AKTIENGESELLSCHAFT の概要

名称 DMG MORI AKTIENGESELLSCHAFT
主な事業内容 工作機械の製造、販売
設立年月日 1870 年 (明治 3 年) 10 月 1 日
(設立時社名: Werkzeugmaschinenfabrik GILDEMEISTER & Comme)
本店所在地 Gildemeisterstr. 60 D-33689 Bielefeld Germany
資本金 204,927 千ユーロ
従業員数 7,462 名 (連結)

5. 業績への影響

ドミネーション・アグリーメントの締結により少数株主への補償内容が業績へ影響を及ぼすものと考えられます。従って、当該締結後に、業績への影響などを考慮し、必要に応じて開示いたします。

以上